

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (施設管理) (06-6572-2674) 施設課 (緑地管理) (06-6572-4050) 海務課 (海務) (06-6571-1745) 海務課 (埠頭) (06-6572-4033) 海務課 (防災保安) (06-6572-2691) 計画整備部 振興課 (06-6615-7796) 事業戦略課 (06-6615-7766)
処分担当名	同上
処分の名称	行為の許可
概要	港湾施設においては、物品の販売又は頒布、競技会、展示会等の催し、その他施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為を行うときは、大阪市港湾施設条例第11条の規定により、市長の許可を必要とします。また、許可を受けた事項を変更するときも同様です。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例 (昭和39年4月1日条例第76号) 第11条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市港湾施設条例施行規則 (平成21年3月30日規則第79号) 第10条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する行為であること</p> <p>①物品を販売し、又は頒布すること</p> <p>②競技会、展示会その他これらに類する催しのために施設の全部又は一部を独占して利用すること</p> <p>③募金、署名運動その他これらに類する行為をすること</p> <p>④ロケーションをすること</p> <p>⑤次に掲げる物を取り扱うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発物又は燃焼しやすい物 ・感染症を感染させるおそれのある物 ・他の物を汚損し、又はき損するおそれのある物 ・その他市長が施設の管理上支障があると認める物 <p>⑥市長が施設の管理上支障があると認めて指定した区域に駐車すること</p> <p>⑦臨港道路等及び鉄道基盤施設において次の行為をすること (ただし、市規則で定める場合は除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨港道路等及び鉄道基盤施設に関する改良又は維持若しくは補修工事をする ・臨港道路等において車両制限令第3条に規定する最高限度を超える車両を通行させること <p>⑧その他施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるもの</p> <p>(2) 行為の目的及び内容が次の各号の要件をすべて満たすこと</p> <p>①施設の本来の使用を妨げるものでないこと</p> <p>②公安又は風俗を害するおそれがないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 <p>③他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「迷惑」とは当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 <p>④施設を損傷するおそれがないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 <p>⑤管理上の支障がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「管理上の支障」とは行為者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修、行為者間の利用調整など施設の管理上の支障をいいます。 <p>⑥その他市長が不相当と認める事由がないこと</p> <p>◎上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不相当とされる場合があります。</p>
標準処理期間	条例第11条第1項に該当するものは7日 条例第11条第3項第1号又は第5項に該当するものは30日 条例第11条第3項第2号に該当するものは、新規・変更は3週間、更新は2週間
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (施設管理、緑地管理)、海務課 (海務、埠頭、防災保安) 計画整備部 振興課、事業戦略課
提出時期	随時
提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする施設を所管する担当へ提出してください。
手数料	条例第11条第1項及び第3項第2号に該当するものは、なし 条例第11条第3項第1号又は第5項に該当するものは1,100円
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (施設管理、緑地管理)、海務課 (海務、埠頭、防災保安) 計画整備部 振興課、事業戦略課
ホームページ	https://www.cityv.osaka.lg.jp/port/page/0000434549.html
備考	